



とうもう法人

題字 江森光龍先生



「明和まつり」【明和支部】

昨年の「明和まつり」は、恒例の神輿の渡御や打ち上げ花火のほか、じゃんけんぽん大会や打ち水大作戦（消防団協力による散水）など、子どもたちが参加して楽しめるプログラムを盛り込んで、記憶に残る夏の思い出となりました。

目 次	
新春賀詞交歓会・新春講演会 …… 2	企業紹介 …… 9
令和7年度事業計画 …… 3	「有司建設」(明和支部)
令和7年度収支予算 …… 4	随筆リレー …… 10
税務署コーナー …… 5～6	「ミッドナイトエクスプレスで大ファイバー」
群馬県からのお知らせ …… 7	法人会・部会・支部の活動 …… 11～12
税理士会コーナー …… 8	新入会員のご紹介 …… 13

とうもう法人 第155号
 令和7年4月15日発行
 (年4回 8月、11月は1日発行)
 4月、1月は15日発行)
 発行所 一般社団法人 東毛法人会
 〒374-8640 館林市大手町10-1
 館林商工会議所会館内
 Tel. 0276-73-6811
 Fax. 0276-73-6839
 e-mail: tomo.hjk@alto.ocn.ne.jp
 発行責任者 森戸利一
 印刷 オーラ印刷有限会社
 定価120円(年会費に含む)

社内で回覧しましょう

新春賀詞交歓会・新春講演会

新春賀詞交歓会を開催

令和7年の新春を迎えた1月21日(火)、東毛法人会新春賀詞交歓会が太田市の太田グランドホテルにおいて開催されました。

大江通浩副会長の言葉で交歓会が開会され、続いて、谷田川敏幸会長からごあいさつをいただきました。



ご来賓の館林税務署長澤海章様、太田市長清水聖義様からも新春のごあいさつをいただき、ご来賓の皆様のご紹介の後、関東信越税理士会館林支部長大島昭浩様の乾杯で歓談に移りました。ご来賓をはじめ役員、委員等が新年を祝い和やかに歓談し、森戸利一副会長の閉会の言葉で終了しました。

新春講演会を開催

賀詞交歓会に先立ち、社会貢献事業の一環として、新春講演会では、谷田川会長のあいさつ後、群馬プロバスケットボールコミッション代表取締役社長の阿久澤毅氏を講師にお迎えし、「コミュニケーションツールとしてのサンダースの使命と役割」と題して、ご講演いただきました。

講演では、スポーツチームの地域貢献として、スポンサー企業などがチームマスコットのイラストを名刺や商品に印刷したり、事務所にポスターやグッズを展示することで職員や顧客との会話が増えた例を紹介。チームの本拠地オープンハウスアリーナ太田で行われた試合の様子なども映像で紹介していただきました。



一般社団法人東毛法人会 第13回通常総会のお知らせ

5月29日(木) 16:15～
太田グランドホテル (太田市)

□会員・部会員の皆様のご出席をお願いいたします。

女性部会第13回通常総会

5月23日(金) 16:00～
太田グランドホテル (太田市)

青年部会第13回通常総会

6月5日(木) 18:30～
太田グランドホテル (太田市)

令和 7 年度 事業計画

3月6日の理事会で可決承認された令和7年度事業計画及び収支予算の概要です。

令和7年度 事業計画

1 基本方針

- (1) 法人会は、健全な納税者の団体であり「よき経営者をめざすものの団体」として本会、支部、部会が一体となって事業の公益性を高め、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の一層の向上を図るとともに、企業経営及び地域社会の健全な発展に貢献する。
- (2) 昭和61年に社団化し、更に平成25年に一般社団法人の認可を受けており、引き続き公益法人制度改革の趣旨に則り、公益性を高め法人会活動の更なる活性化を図ることとする。
- (3) 会員相互の研さんと親睦を図るとともに、会員増強運動を展開し、組織の拡充と財政基盤の強化に努め、会員が「会員でよかった」を実感できる事業活動を展開する。

2 主な事業計画（抜粋）

基本方針に基づき“魅力ある法人会”を目指し、下記項目を積極的に推進する。

(1) 公益事業

1 研修相談事業

- ①法人税決算期別税務説明会の開催
- ②新設法人税務研修会の開催

2 税制提言事業

- ①税制改正に関する提言、陳情の実施
- ②全国大会への参加(本会、青年、女性部会)

3 税の広報事業

- ①会報「とうもう法人」の発行(年4回)
- ②全国法人会総連合の機関紙「ほうじん」の配布(年4回)

- ③ e-Tax普及・定着及びキャッシュレス納付の利用拡大

- ④租税教育事業の推進

青年部会による租税教室や女性部会による税に関する絵はがきコンクールを推進する。

4 地域社会貢献事業

- ①講演会の開催
- ②地域発展事業への参画

5 経営支援事業

- ①インターネットセミナーの提供

(2) 共益事業

1 会員支援事業

- ①青年部会・女性部会の活動を積極的に支援
- ②「法人会融資制度」の利活用を推進
- ③実践的な研修を実施
- ④事業承継に資する事業に実施
- ⑤功労者表彰及び優良経理担当者表彰等を実施

2 会員増強事業

- ①会員増強運動の実施
- ②会員増強に貢献のあった支部等表彰

3 会員交流事業

- ①会員親睦ゴルフ大会の開催
- ②新年賀詞交歓会の開催

4 厚生制度事業

- ①経営者大型総合保障制度、ビジネスガード、法人会がん保険制度を推進
- ②経営者大型総合保障制度の利用拡大を推進

(3) その他

- ①公益法人会計基準を遵守し、指導監督基準に則した運営を実践
- ②諸会議の開催

電子申告で効率UP! 国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書類提出の場合は1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告を
するとこんなメリットが!

添付書類の提出省略
還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会 検索



令和7年度 収支予算

		科目	予算額	備考
経常増減の部	経常収益	1. 基本財産運用益	3,000	
		2. 特定資産運用益	1,000	
		3. 受取会費	20,950,000	
		4. 事業収益	6,190,000	
		5. 受取補助金等	12,125,000	
		6. 雑収益	1,441,000	
		経常収益計	40,710,000	
	経常費用	1. 事業費	38,038,750	
		2. 管理費	5,309,250	
		経常費用計	43,348,000	
当期経常増減額			△ 2,638,000	
経常外増減の部	収 益	1. 経常外収益	0	
		経常外収益計	0	
	費 用	1. 経常外費用	0	
		経常外費用計	0	
当期経常外増減額			0	
当期一般正味財産増減額			△ 2,638,000	
一般正味財産期首残高			34,292,998	
一般正味財産期末残高			31,654,998	
指定正味財産増減の部	受取補助金等	1. 受取全法連助成金	11,516,300	
		受取補助金等合計	11,516,300	
	一般正味財産への振替	1. 一般正味財産への振替額	△ 11,516,300	
		一般正味財産への振替計	△ 11,516,300	
当期指定正味財産増減額			0	
指定正味財産期首残高			0	
指定正味財産期末残高			0	
正味財産期末残高			31,654,998	

関東信越税理士会館林支部所属・税理士

始 澤 規 夫	0276-72-8146	館林市	小 倉 平 八 郎	0276-80-4122	板倉町	中 澤 菊 枝	0276-45-2580	太田市
清 水 徹	" 72-3678	"	折 原 義 範	" 50-1682	明和町	中 島 幸 彦	" 46-3911	"
関 口 忠 男	" 72-7125	"	田 村 友 希	" 45-8881	太田市	中 村 富 子	" 30-4110	"
高 木 鉦 一 郎	" 72-3218	"	丹 波 克 久	0277-78-7466	"	中 村 幸 雄	" 46-0070	"
高 木 才 子	" 72-3218	"	綱 川 仁 美	0276-31-6810	"	長 島 章 博	" 22-3102	"



税務署コーナー

令和6年11月

法人・個人事業者の皆様へ

電子取引データを適切に保存できていますか？



国税庁担当者

メールで受領した請求書の電子データを保存するようにしていますが、法令の要件にきちんと対応できているか不安で…

ご安心ください。電子帳簿保存法に則った電子取引データの保存方法を確認していきましょう！



経理担当者

そもそも といった電子取引データを保存する必要があるの？

取引に関して、書面でやりとりしていた場合に保存が必要な書類（注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など）に相当する電子取引データを受領又は交付した場合、その電子取引データの電子保存が義務付けられています。



なるほど！保存が必要になるのは請求書だけではないんですね！

そのとおりです。次は電子取引データ保存のルールを見ていきましょう。



原則的な電子取引データ保存のルールは3つ！！

① 改ざん防止のための措置をとること

具体的には、次のいずれかの措置をとることが必要です。

- タイムスタンプが付与されたデータを受領
- 受領したデータにタイムスタンプを付与
- 訂正・削除の履歴が残るシステム等で授受・保存
- 改ざん防止のための事務処理規程を策定、運用、備付け

専用のシステムを導入しない方法もあります！

② 保存データを確認するためのディスプレイやプリンタ等を備え付けること

③ 「日付・金額・取引先」の3つの要素で検索できること

加えて、次のいずれかの措置をとることが必要です。

- 日付又は金額での範囲指定検索・2つの要素を組み合わせた検索ができること
- 税務調査等の際に電子取引データのダウンロードの求めに応じることができること

注 「基準期間（2年（期）前）の売上高が5,000万円以下の方」等は、電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしていれば、③の検索要件を満たす必要はありません。

我が社は②③の要件は満たしていますが、①の改ざん防止のための措置が不十分であることがわかりました。早速、事務処理規程の策定などを進めたいと思います。



よろしくお願ひします。なお、①から③のいずれかに対応していない場合でも、対応までの間は猶予措置が設けられています。



原則的な電子取引データ保存のルールに対応するまでの猶予措置等は裏面へ ➡

原則的な保存ルール③の検索要件は簡易な方法による対応が可能です！！

保存した電子取引データについて「日付・金額・取引先」で検索をできるようにしておく必要がありますが、例えば次のような方法でも、③の検索要件を満たすことが可能です。

i **表計算ソフト等で索引簿を作成し、索引簿を使用して電子取引データの検索を可能とする方法**

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20240331	110000	(株)霞商店	請求書
2	20240210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20240228	330000	国税工務店(株)	領収書
...
49	20241217	220000	(株)霞商店	請求書

ii **規則性をもったファイル名（日付・金額・取引先の順番で表記）のデータを特定のフォルダに集約することにより、取引データの検索を可能とする方法**

-  20240331_110000_(株)霞商店.pdf
-  20240210_330000_国税工務店(株).msg
-  20240228_330000_国税工務店(株).pdf
-  20241217_220000_(株)霞商店.msg

原則的な電子取引データ保存のルールに対応するまでの猶予措置！！



原則的な保存ルールへの対応が間に合わない場合でも、次の(1)と(2)の両方を満たす場合には、電子取引データを保存しておくだけで大丈夫です！

(1) 原則的な保存ルールに従って電子取引データを保存することができなかつたことについて、所轄税務署長が**相当の理由**があると認める場合

※ 事前届出は不要で、「**人手不足**」「**システム整備の資金不足**」「**システム整備が間に合わない**」なども相当の理由として認められます。

(2) 税務調査の際に、

- ・電子取引データの**ダウンロードの求め** 
 - ・電子取引データを**プリントアウトした書面の提示・提出の求め** 
- にそれぞれ応じることができるようにしている場合**

まずは、**電子取引データを消さずに保存することが重要**なんですネ！



そのとおりです。これで電子取引データの保存はバッチリですネ！



電子帳簿保存法への対応は、**業務のペーパーレス化・デジタル化につながり、業務の効率化も期待**できます！
もっと詳しく知りたい方は、国税庁HPの「**電子帳簿等保存制度特設サイト**」にアクセスして説明動画やQ&Aをご覧ください。



こちらからアクセス



群馬県からのお知らせ

自動車税(種別割)の納税通知書が 5月1日(木)に発送されます! ～納税は納期限(6月2日(月))までに～

自動車税(種別割)は、道路整備、医療、福祉、教育の充実など安心・安全な暮らしを確保する財源としても大切に使われています。

■自動車税(種別割)を納める方

4月1日現在の車検証上の所有者に自動車税(種別割)が課税されます。

■自動車税(種別割)の納税方法

- 金融機関・郵便局・各行政県税事務所
- Pay-easy (ペイジー)
- コンビニエンスストア
- 口座振替

今年は6月2日(月)が振替日となります。

これからの申込みについては、来年度からのご利用となります。

お申し込みはがきは、各行政県税事務所、市町納税窓口、各取扱金融機関窓口等にあります。

- スマートフォンアプリ・クレジットカード

「地方税お支払サイト」を利用して、ご納税できます。



■納める額

令和元年10月1日以降に初回新規登録をされた
自家用乗用車については新しい税額が適用されます

自家用乗用車の主な年税額は次のとおりです。

総排気量	R元年9月30日までの新規登録	R元年10月1日以降の新規登録
1.0以下のもの	29,500円	25,000円
1.0超1.5以下のもの	34,500円	30,500円
1.5超2.0以下のもの	39,500円	36,000円
2.0超2.5以下のもの	45,000円	43,500円
2.5超3.0以下のもの	51,000円	50,000円

■お問い合わせ先

太田行政県税事務所	太田市西本町60-27	TEL0276-31-3261
館林行政県税事務所	館林市仲町11-10	TEL0276-72-4461
自動車税事務所	前橋市上泉町397-5	TEL027-263-4343

軽自動車税(種別割)も納期限までに納めましょう!
お問い合わせは、各市町税務担当課へ



税理士会コーナー

関東信越税理士会館林支部理事 大島孝之



一般社団法人東毛法人会の皆様こんにちは。いつもお世話になっております。関東信越税理士会館林支部の大島孝之と申します。

最近、ご家族や会社の将来を案じて、贈与や相続について相談される方が増えています。昨年は贈与税の大改正があり、令和6年8月発行の「とうもう法人 税理士会コーナー」において、始澤規夫会員が暦年課税と相続時精算課税について解説していました。今回は、長年連れ添っている妻や夫へ、あるいは次の世代へ資産を引き継ぐ際の贈与の特例について、いくつかその概要をご紹介します。

【住宅取得等資金の贈与の特例】

令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得または増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合、贈与を受けた人ごとに省エネ等住宅の場合には1,000万円まで、それ以外の住宅の場合には500万円までの資金の贈与が非課税となります。

【居住用財産の贈与の特例】

婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、最大2,000万円まで控除ができるという特例です。

【教育資金贈与の特例】

令和8年3月31日までに30歳未満の方が、「教育資金」に充てるため、取扱金融機関との資金管理契約に基づき直系尊属から金銭等を取得した場合、受贈者1人につき最大1,500万円（習い事等は最大500万円）までの金額に相当する部分の価額については、贈与税が非課税となります。

「教育資金」とは、学校等に対して支払われる金銭（入学金、授業料、保育料、学用品の購入費、修学旅行費、学校給食費等）と学校等以外の者に支払われる金銭（学習塾やスイミングスクールといった習い事等の費用や通学定期券代等）のことです。

【結婚・子育て資金贈与の特例】

令和9年3月31日までに18歳以上50歳未満の方が、「結婚・子育て資金」に充てるため、取扱金融機関との資金管理契約に基づき直系尊属から金銭

等を取得した場合、受贈者1人につき最大1,000万円（挙式費用等は最大300万円）までの金額に相当する部分の価額については、贈与税が非課税となります。

「結婚・子育て資金」とは、結婚に際して支払う金銭（挙式・婚礼費用や新居・転居費用）と妊娠・出産及び育児に要する金銭（不妊治療・妊婦検診に要する費用、分べん費等や産後ケアに要する費用、子の医療費、幼稚園・保育所等の保育料など）のことです。

【事業承継税制の特例措置】

事業承継税制には法人版と個人版があります。法人版事業承継税制においては、後継者である受贈者・相続人等が、非上場会社の株式等を贈与または相続等で取得した場合、その非上場会社の株式等に係る贈与税・相続税について納税が猶予され、後継者の死亡等により猶予税額が免除される制度です。法人版事業承継税制においては、一般措置があまり活用されていないことから、令和9年12月31日までの贈与・相続について特例措置が設けられています（要件である特例承継計画の提出期限は令和8年3月31日）。特例措置では、納税猶予の対象株式数が全株式、猶予割合が贈与税・相続税ともに100%であること等、一般措置より利点があります。しかし、納税猶予期間中は継続届出書等の提出が義務付けられており、いくつかある取り消し事由に該当して納税の猶予が取り消された場合には、猶予されていた税額を利子税とあわせて納付しなければなりません。

【結びに】

ご紹介した各々の贈与の特例には要件や期限があります。また、贈与を実行するには相当の注意が必要です。贈与をお考えの際は、事前にお近くの税理士にご相談ください。

※国税庁ホームページより引用

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。秘密を守ります。

● 関東信越税理士会館林支部

シリーズ

企 業 紹 介

有限会社 司建設 明和支部

弊社は、先代である父が昭和45年に創業し昭和59年設立した建設会社です。父は30年程前に他界したため、わかりませんでした。父の兄（伯父）が教えてくれた話によると、父の曾祖父（高祖父）は明治時代中期頃に作業員を数十人雇い入れ土木工事を行っていたそうです。その3代後の子孫がまた建設会社を営むことになるのは、高祖父も予想していなかったでしょう。これも歴史を受け継いでいるという事ではないかと思いました。伯父の話によると、碓氷峠（横川～軽井沢間）の鉄道工事にも携わっていたようです。

弊社の事業内容においては公共工事を中心に、道路、上下水道、産業団地造成などの重要なインフラ整備を手がけています。また、近年各地で地震、台風、豪雨、大雪等の自然災害が頻発し、その規模や影響も拡大しています。弊社においても地元官公庁と災害協定を締結しているため、災害発生時には円滑に連携して地域住民の安全と復旧・復興活動を行います。



【明和東部工業団地造成工事】



【明和町防災拠点整備工事】

弊社は、地域密着型の建設業者として、信頼されるサービスを提供することで、地域の皆様と共に成長し、持続可能な社会の実現を目指しています。また、建設業が『社会インフラの維持・更新、災害復旧、地域社会の発展など社会にとって不可欠な役割を担っている』ということを発信しながら、技術革新や働き方改革など様々な取り組みをしながら建設業の魅力を伝えていきたいと思っています。



【社 屋】

【会社概要】

会 社 名：有限会社 司建設
代 表 者：小松原 雅司
所 在 地：群馬県邑楽郡明和町中谷100
建設業許可：群馬県知事許可
 (特-5) 第10124号
創 業 年 月：昭和45年1月
設 立 年 月：昭和59年3月
電 話：0276-84-3965
F A X：0276-84-5051

随筆リレー

ミッドナイトエクスプレスで大フィーバー

大泉支部 小林 一行



片道航空券でたどり着いたタイ王国で安宿の主人に「お前は英語がヘタだから気を付けろ！」「be careful be careful」強く強く忠告されている。

沢木耕太郎の深夜特急に影響されて、大学卒業後は就職せずにバイトでお金を貯めて、ここにたどり着いたのは98年初春だった。おぼろげに上海から船で帰ろうと思っている以外は帰国日すら決まっていないバックパッカー1人旅だ。

予想できないトラブルが多々あったが、一番は Dengue 熱に感染したことだ。フィーバーと言っても「熱狂する・盛り上がる」という意味ではない。フィーバー＝発熱だ。そして Dengue 熱ではなく濁点のつく Dengue (Dengue) だ。当時自分は、天狗のように赤くなる「天狗熱」だと思っていた。

突然ドカーンと頭痛、そして全身が鉛のように重くなりもはや動けない。マレーシアに向けてバス移動中だった。日本人コミュニティを探して相談する間もなく病院へ、先生が「 Dengue 熱」と言う。10回盛り上がれ？意味不明である。主人の忠告どおりフィーバー＝発熱とすぐに出ず苦勞したのだった。ようやく理解し Dengue 熱と知っても今度はスマホが無い時代、書店で日本語の医療の本を買うこともできない外国で1人、2週間くらい苦しい日々を過ごした。その後は中耳炎になりまた病院へ、鼓膜が ear drum と知ってなるほどなるほど。マレーシアで南京虫に刺され激痛を知る。カンボジア・ベトナムで盗難にあつて認識の甘さを知る。主人の「英語がヘタだ、気を付けろ！」を思い出す機会は多々あった。

98年冬、悪い風邪をひいた。今は中国・武漢だ。ビザの有効期限もあって早々に上海に移動しないとイケないのにまた大フィーバーしてしまった。つらい身体を労わる時間もなく、まるで軍隊のような強行日程で電車を乗り継ぎギリギリで上海着。ご主人よ、なんとか間に合いました。あなたの一生懸命な忠告が最悪一歩手前で踏み留められたと思っている。

その後ですが…自分でも本当にそうだったかと思うが、船で大阪着、所持金1万円くらい。新幹線に乗れず、大阪からヒッチハイクで館林ICまで、そこから徒歩で大泉まで、よくやったものだ。あの時あの若さだったから出来たもので、ミッドナイトエクスプレスを体感できた旅であった。

外国人が多く暮らす大泉町でアジアの料理や文化を感じると、ふと思い出すこともある。タイ王国・カオサンロードの安宿のご主人に感謝。

今回は、藪塚本町支部の河田聡さんにリレーいたします。



法人会・部会・支部の活動

理事会を開催

3月6日(木) ニューミヤコホテル館林において理事会を開催しました。令和7年度事業計画(案)及び収支予算(案)、並びに第13回通常総会開催、業務執行状況報告等について審議され、可決承認されました。館林税務署からは、澤海章署長、金澤満副署長、清野将史統括国税調査官、永井健司国税調査官にご出席いただき、会議後にワンポイント税務研修を行いました。



女性部会 新春セミナーを開催

女性部会(春山裕美部会長)では、2月12日(水)太田グランドホテルにおいて、タロット鑑定師のサンタマリア石原氏を講師に、「2025年個性心理學的、キャラクター別開運パワーポイント」をテーマに開催しました。ビジネスでの人間関係の構築に役立つ興味深い内容でした。また、セミナーの後の懇親会では、講師を交えて和やかな時を過ごしました。



決算期別税務説明会・新設法人税務研修会

決算期を迎える会員企業・新設法人を対象に、講師に館林税務署法人課税第一部門の永井国税調査官を迎え、2月13日(木)に新設法人税務研修会、3月18日(火)19日(水)に決算期別税務説明会を開催しました。



青年部会 新春講演会を開催

青年部会(今井俊哉部会長)では、3月5日(水)正田醤油(株)文右衛門ホール(館林市)において、理学療法士の矢間あや氏を講師にお招きし、「経営者のための睡眠学～良い眠りが最高のパフォーマンスに繋がる～」と題して新春講演会を開催しました。講演では、参加した部会員の皆さまは、熱心に傾聴していました。また、講演後に開催した懇親会では、会員相互の交流を深めることができました。



女性部会 支部部会長会議を開催

1月15日(水)成花(太田市)において支部部会長会議を開催しました。会議では、令和7年度事業計画(案)等について協議しました。

青年部会 支部部会長会議を開催

1月20日(月) 大門寿司(千代田町)において支部部会長会議を開催しました。会議では、令和7年度事業計画(案)等について協議しました。

青年部会 租税教室を開催

青年部会(今井俊哉部会長)では、12月6日(金)館林市立第四中学校、12月13日(金)太田市立城東にて中学校3年生を対象に、3月17日(月) 関東学園附属高等学校にて1年生を対象に租税教室を開催しました。



講師：今井部会長



講師：神谷理事

女性部会 絵はがきコンクール

税に関する絵はがきコンクールにて、東毛法人会会長賞に選出された諸田さんの作品が、県連代表となり、関信局連女連協において優秀賞に選ばれました。



支部の活動

館林支部 新春経済講演会

館林支部では、2月7日(金) 館林市文化会館「小ホール」において、気象予報士 天達武史 氏をお招きし、新春経済講演会を開催しました。

講演は「異常気象と気象災害への備え～気候変動が経済に与える影響～」をテーマに、近年頻発する異常気象と生活に与える影響について詳しく説明していただきました。出席された会員の皆様は熱心に傾聴され、私たちがどのように気象災害に備えるべきかを考える重要な機会となりました。



館林支部 車両e-Tax PRステッカー交付

2月3日(月) (株)誠和製作所において、館林税務署が確定申告を前に車両e-Tax PRステッカーの協力を呼び掛けるため、交付式が行われました。車両の媒体を通して広くPRすることを目的に、館林支部会員約440会員事業所に配布しました。



女性部会・
青年部会

会員募集中!



部会では、税務研修やセミナーなどの会員交流事業により、学びながら新しい仲間と交流が深められます。子ども達に税の大切さを学んでもらうために実施する「税に関する絵はがきコンクール」や「租税教室」などの地域社会貢献活動を一緒に楽しみませんか!

新入会員のご紹介

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

◇ 館林支部 (1 社)	
柳澤酒店	館林市本町
◇ 大泉支部 (1 社)	
(有)ひまわり介護サービス	大泉町朝日
◇ 邑楽支部 (1 社)	
(医)輝望会 黒瀬歯科医院	邑楽町中野
◇ 太田支部 (22 社)	
大栄電気工事(株)	太田市新田早川町
(株)新田圧送	〃 新田上江田町
(有)エアコンサービス	〃 新田中江田町
(医)あい友会	〃 新井町
ベスト資材(株)	〃 新田小金井町
(学)太南学園 南幼稚園	〃 高林西町
Bistro Famille	〃 新井町
(有)町田肉店	〃 内ヶ島町
タイヤセンター東毛(株)	〃 只上町

(株)ひまわり測量	太田市内ヶ島町
旭東合同会社	〃 熊野町
パティスリーラミティエ	〃 南矢島町
HEIAN(株)	〃 牛沢町
(株)クラカミ機工	〃 東新町
(株)ルキア	大泉町古氷
(株)彩心	邑楽町狸塚
(株)みひろガーデン	太田市鳥山中町
(医)緑耀会 野村歯科クリニック	〃 新田村田町
(株)FUJI	〃 西本町
ホームリペア川中	〃 下浜田町
(株)Re write	〃 新野町
石井電子(株)	〃 新田木崎町
◇ 藪塚本町支部 (1 社)	
(株)高藤建設	太田市寄合町

※上記のほか、会報への公開を希望されていない11社が入会されました。

////インターネットセミナーをご活用ください■////



セミナーは受けたいけど忙しくて時間が取れない…遠くまで出かけずに近くでセミナーを受けたい…受講したいと思えるセミナーが開催していない…継続的に研修ができるシステムが欲しい…このような会員の皆様のニーズにお応えするため、東毛法人会のホームページから様々なジャンルのセミナーが無料で受講できる専用サービスを提供しています。

お好みのセミナーをパソコンやスマホ、タブレットから選んでいただき、クリックまたはタップするだけ。「じっくり聴きたい、あの人の講演」、「ちょっと知りたいあの言葉」、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。是非、ご活用ください。

東毛法人会のホームページから無料で700タイトル以上のセミナーが視聴できます。

<http://www.gunma-hojinkai.jp/tomo/>

東毛法人会

検索

専用IDとパスワードを入れてログインしてください!!

ID・パスワードは

会員 ID : hj0817 パスワード : 6811



さあ、保険の新次元へ。
T&D 保険グループ

経営者の安心を より確かなもの に変えていきたい。

日本の会社の99%を占める中小企業。

経営者の悩みはそれぞれ異なり、多種多様。

社長ひとりで、社内のリソースで、解決するには難しいことがあります。

大同生命は保険だけでなく、あらゆる場面で経営者のお役に立てるよう、

さまざまなプログラムやサービスをお届けしてきました。

これまで半世紀に渡り中小企業と向き合い、

ともに歩んできたからこそできる支援をここに。

保険とともに全力で経営者のみなさまをサポートしていきます。

経営支援

サステナビリティ経営支援

健康経営®支援

人材採用・育成支援

災害時の安否確認

情報セキュリティ対策支援

など

病気・入院等で
働けなくなった場合の保障
お亡くなりになった場合の保障
勇退される場合のそなえ

など

経営者保障

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

その安心で、企業とともに未来をつくる。

DAIDO 大同生命保険株式会社

CMR登録番号はこちら



群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F) TEL 027-223-5260